

令和 6 年第 3 回

東濃中部病院事務組合議会臨時會議案

令和 6 年 7 月 26 日

令和 6 年第 3 回東濃中部病院事務組合議会臨時会議事日程

令和 6 年 7 月 26 日（金曜日）午前 9 時開議

日程第 1	議席の指定について	
日程第 2	議長の選挙について	1
日程第 3	会議録署名議員の指名について	
日程第 4	会期の決定について	
日程第 5	議第 6 号 東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	2

日程第2

議長の選挙について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第103条第1項の規定により、東濃中部病院事務組合議会議長の選挙を行う。

令和6年7月26日提出

住所	氏名	生年月日

議第6号

東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例について

東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のように定めるものとする。

令和6年7月26日提出

東濃中部病院事務組合管理者 土岐市長 加藤淳司

提案理由

公立東濃中部医療センターの設置及び指定管理者に病院事業を行う施設の管
理を行わせるため、この条例を定めようとする。

東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例

東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例（令和4年東濃中部病院事務組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条を第8条とし、第3条から第5条までを2条ずつ繰り下げる。

第2条に次の1項を加える。

2 病院の診療科目及び病床数は、次のとおりとする。

診療科目	病床数
内科、消化器内科、呼吸器内科、循環器内科、腎臓 内科、糖尿病・内分泌内科、神経内科、血液内科、 精神科、小児科、外科、消化器外科、呼吸器外科、 乳腺・内分泌外科、血管外科、大腸・肛門外科、整 形外科、形成外科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉 科、産婦人科、泌尿器科、皮膚科、リウマチ科、ア レルギー科、麻酔科、リハビリテーション科、放射 線科、放射線診断科、放射線治療科、病理診断科、 救急科、歯科口腔外科	一般病床 400床

第2条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（附帯事業）

第4条 病院事業の附帯事業として、次に掲げる事業を行うため、病院に訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所を設置する。

（1）訪問看護事業

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護

イ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第1項に規定する指定訪問看護

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第4項に規定する訪問看護及び同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護

（2）居宅介護支援事業

- ア 介護保険法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション及び同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション
- イ 介護保険法第8条第6項に規定する居宅療養管理指導及び同法第8条の2第5項に規定する介護予防居宅療養管理指導
- ウ 介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援

第1条の次に次の1条を加える。

(名称及び位置)

第2条 病院事業を行う施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
公立東濃中部医療センター	土岐市肥田町浅野1078番200

本則に次の6条を加える。

(指定管理者による管理)

第9条 第2条に規定する病院事業を行う施設の管理は、地方自治法第292条において準用する同法第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 診療及び検診に関する業務
- (2) 訪問看護事業に関する業務
- (3) 居宅介護支援事業に関する業務
- (4) 病院の利用料金(地方自治法第292条において準用する同法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)の收受に関する業務
- (5) 法第33条の2の規定により委託する手数料の徴収に関する業務
- (6) 建物、設備、器具等の維持管理に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 指定管理者は、この条例及び東濃中部病院事務組合公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(令和5年東濃中部病院事務組合条例第11号)の定めるところに従い、適正に病院事業を行う施設の管理を

行わなければならない。

(利用料金)

第12条 病院事業を行う施設を利用する者は、利用料金を納入しなければならない。

2 前項の利用料金の額は、次に掲げるところによる。

(1) 健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法の規定により算定した額

(2) 前号の規定により難い場合は、別に管理者が定める額の範囲内において指定管理者が管理者の承認を得て定める額

3 前項各号において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税及び地方消費税を課される部分があるときは、前項に定める額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

4 指定管理者は、管理者の定める基準により利用料金を減免し、又はこれらの徴収を猶予することができる。

5 第1項の利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(納入の方法)

第13条 利用料金は、その都度納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、入院、訪問看護事業及び居宅介護支援事業の利用に係る利用料金は、当該月の初日から末日までに係るものを指定管理者が定める日までに納入しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。